

# 子ども・子育て支援新制度の施行に向けて 旭川市において制定した各種基準条例について

## ○各種基準の条例策定について

国では、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保及び地域の子ども・子育て支援の充実を目的とした、いわゆる「子ども・子育て関連3法」(※1)を平成24年8月に成立しました。

この「子ども・子育て関連3法」に基づく子ども・子育て支援新制度は、平成27年度からスタートする予定です。

子ども・子育て支援新制度において、次に掲げる施設や事業の設備及び運営の基準(※2)等は「子ども・子育て関連3法」に基づき、国が定める基準を踏まえ、市町村が条例で定めることとされており、旭川市では、平成26年第2回定例会において制定しました。

## ■制定された各種基準等の条例

- (1) 旭川市幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営の基準に関する条例
- (2) 旭川市家庭的保育事業等(家庭的保育事業・小規模保育事業・居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業)の設備及び運営の基準に関する条例
- (3) 旭川市放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の設備及び運営の基準に関する条例
- (4) 旭川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例
- (5) 旭川市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(一部改正)

## 内 容

1	子ども・子育て支援新制度とは	2
2	条例で定める基準とは	2
3	旭川市が定めた基準について	2
	(1)旭川市幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営の基準に関する条例	2
	(2)旭川市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例	2
	(3)旭川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例	3
	(4)旭川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例	3
	(5)旭川市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(一部改正)	4
4	旭川市が定めた基準の基本的な考え方	4
5	旭川市における独自基準(上乘せ基準)について	5
	(1)幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営の基準	5
	(2)家庭的保育事業の設備及び運営の基準	5
	(3)小規模保育事業の設備及び運営の基準	5
	(4)事業所内保育事業の設備及び運営の基準	6
	(5)放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準	6
	(6)児童福祉施設の設備及び運営の基準	6
6	経過措置について(本市独自に設けたもの)	7
7	国による各種基準に関する府省令について	7
8	旭川市子ども・子育て審議会における審議について	8
9	旭川市における事業者向けホームページについて	8

※1 「子ども・子育て関連3法」～「子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)」,「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号)」,「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成24年法律第67号)」の3つの法律を総称していいます。

※2 「設備及び運営の基準」～保育室の面積や給食設備などの設備、子どもの教育や保育等に関わる職員の資格や人数などの運営に関する基準をいいます。

## 1. 子ども・子育て支援新制度とは

子ども・子育て支援新制度は、消費税率の引き上げによる財源を活用して、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に進め得る仕組みを導入し、待機児童を解消するとともに、幼児教育・保育及び子育て支援の質・量を充実させようとするものです。

子ども・子育て支援新制度では、認定こども園、幼稚園、保育所や地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）の費用の給付が「子どものための教育・保育給付」として一本化されるため、これらのサービスを利用しようとするときは、保護者は利用する子どもごとに市町村から次の区分の認定を受けることになります。

認定の種類		1号認定	2号認定	3号認定
対象となる子ども		保育を必要としない満3歳以上の幼児	保育を必要とする満3歳以上の幼児	保育を必要とする満3歳未満の乳幼児
利用できるもの	認定こども園	○	○	○
	幼稚園	○	(△)※3	—
	保育所	(△)※3	○	○
	地域型保育事業	(△)※3	(△)※3	○

※3 市町村における保育の体制の整備状況等を勘案して認められた場合に限りです。

## 2. 条例で定める基準とは

設備や運営の基準は、利用する子どもの身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な生活水準を確保するために定められる基準です。

例えば、施設に配置する施設長や直接子どもの処遇に関わる職員その他の職員の資格要件や配置に関する基準、保育室の床面積や給食設備などの設備に関する基準を定めます。

これらの基準を条例で定めるに当たっては、府省令で定められる「従うべき基準（地域の実情に応じて上回る基準を定めることは可能。）」及び「参酌すべき基準」に沿って定めることが「子ども・子育て関連3法」で義務付けられています。

## 3. 旭川市が定めた基準について

「子ども・子育て関連3法」に基づき、府省令を踏まえて定めた各種基準条例は次のとおりです。

### (1) 旭川市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例

認定こども園は、認定こども園法（※4）第3条の規定に基づく認定を受けた施設で、幼保連携型・幼稚園型・保育所型・地方裁量型の4種類があります。

このうち、幼保連携型認定こども園は、幼稚園と認可保育所が一体的に設置された施設で、現在は北海道が認定していますが、子ども・子育て支援新制度では、旭川市が認可することになります。

このことに伴い、旭川市において設備及び運営の基準を定めました。

※4 「認定こども園法」～就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）

### (2) 旭川市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例

家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業（以下「地域型保育事業」といいます。）は、子ども・子育て支援新制度において、新たに児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく旭川市の認可事業として位置付けられることになりました。（改正児童福祉法第34の16第1項）

このことに伴い、旭川市において地域型保育事業にかかる設備及び運営の基準を定めました。  
子ども・子育て支援新制度における地域型保育事業の内容は次のとおりです。

- ①家庭的保育事業…家庭的保育者が居宅等で保育を行う事業です。
- ②小規模保育事業…保育施設(利用定員が6人以上20人未満であるもの)で保育を行う事業です。
- ③居宅訪問型保育事業…乳幼児の居宅において家庭的保育者が保育を行う事業です。
- ④事業所内保育事業…事業所の従業員の子どもに加えて、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業です。

### (3) 旭川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（放課後児童クラブ）

児童福祉法第6条の3に基づく事業で、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生を対象に、学校の授業の終了後、児童会で適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。  
このことに伴い、旭川市において、設備及び運営の基準を定めました。  
主な基準は、次のようになっています。

分類	主な基準
従事する者に関する基準	● 放課後児童支援員は、保育士、教諭免許を有する者等であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。
員数に関する基準	● 職員は2人以上配置することとし、ただし、その1人を除き、補助員をもってこれに代えることができる。
集団の規模に関する基準	● 児童の集団の規模はおおむね40人以下とする。 ※40人を超えるクラブは、クラブの分割や複数の集団に分けた対応に努める。 ※「児童数」は「毎日利用する児童の人数」に「一時的に利用する児童の平均利用人数」を加えた数で捉える。
施設・設備に関する基準	● 専用室は児童の生活の場としての機能が十分に確保され、事業の実施時間帯を通じて専用で利用でき、面積は「児童1人当たりおおむね1.65㎡以上」とする。
開所日数・時間に関する基準	● 開所日数については、年間250日以上を原則とし、開所時間については、平日につき1日3時間以上、休日につき1日8時間以上を原則とする。
その他の基準	● 「非常災害対策」、「虐待等の禁止」、「保護者・小学校等との連携等」、「事故発生時の対応」等を定める。

### (4) 旭川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例

子ども・子育て支援新制度では、学校教育法、児童福祉法等に基づく認可等を受けていることを前提に、施設・事業者からの申請に基づき、旭川市が子ども・子育て支援法に基づく給付を行う対象施設・事業として「確認」することとされており、給付を受ける施設・事業は次のように分類されます。

分類	特定教育・保育施設	特定地域型保育事業
該当する施設及び事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 認定こども園</li> <li>● 幼稚園</li> <li>● 認可保育所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 家庭的保育事業</li> <li>● 小規模保育事業</li> <li>● 居宅訪問型保育事業</li> <li>● 事業所内保育事業（※地域の子どもを受け入れる場合に限り、地域型保育給付の対象となる。）</li> </ul>

これらの特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業の事業者は、旭川市が定める運営の基準を遵守しなければならないこととされています。

運営基準として国の基準と同様に、次の事項を定めています。

分類	主な基準事項
利用定員に関する基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 利用定員・定員の遵守</li> </ul>
利用開始に伴う基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 内容及び手続の説明及び同意</li> <li>● 応諾義務・あっせん、調整及び要請に対する協力</li> <li>● 定員を上回る利用申込みがあった場合の選考</li> <li>● 受給資格等の確認・支給認定の申請に係る援助</li> </ul>
教育・保育の提供に関する基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 教育・保育の取扱い指針</li> <li>● 心身の状況等の把握・相談及び援助・子どもの適切な処遇</li> <li>● 小学校等との連携</li> <li>● 教育・保育の提供の記録</li> <li>● 利用者負担額等の受領・利用者負担額に係る通知等</li> <li>● 利用者に関する市町村への通知（不正受給の防止）</li> </ul>
管理・運営に関する基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 運営規程</li> <li>● 掲示</li> <li>● 秘密保持・個人情報保護</li> <li>● 事故発生の防止及び発生時の対応</li> <li>● 緊急時等の対応</li> <li>● 教育・保育に関する評価等</li> <li>● 勤務体制の確保等</li> <li>● 情報の提供等・地域との連携</li> <li>● 利益供与等の禁止</li> <li>● 苦情解決</li> <li>● 会計の区分</li> <li>● 記録の整備</li> <li>● 特別利用保育・特別利用教育等の提供に係る基準</li> </ul>

#### (5) 旭川市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（一部改正）

子ども・子育て支援法の施行に伴う児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令に基づき、旭川市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の保育所に関する規定について、一部を改正しました。

また、子ども・子育て支援法に関連するものとは別に、保育所における保健師又は看護師の配置特例の全国展開のため、厚生労働省関係構造改革特別区域法第34条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令及び児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令の一部を改正する省令（平成26年厚生労働省令第10号）が公布されたことを受け、乳児4人以上を入所させる保育所の保育士数の算定基準について、保健師又は看護師を1人に限って保育士とみなすことを可能にする規定を設けました。

#### 4. 旭川市が定めた基準の基本的な考え方

旭川市が条例で定めた幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準をはじめとする各種基準については、国が示す基準を基本と捉え、保育の質を確保するために必要と判断される基準については、国が定める基準に上乗せを行うこととし、それ以外の項目については、国が定める基準どおりとしました。

なお、次の条例についてはすべて国が定める基準どおりとしております。

- 旭川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例

## 5. 旭川市における独自基準（上乘せ基準）について

### (1) 幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営の基準

国が定める基準から上乘せを行った基準は次のとおりです。

保育室等の面積について

国基準	本市基準
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 乳児室 1.65 m<sup>2</sup>/人</li> <li>● ほふく室 3.3 m<sup>2</sup>以上/人</li> <li>● 保育室又は遊戯室 1.98 m<sup>2</sup>/人</li> </ul> ※ 既存の幼稚園からの移行特例あり	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 乳児室 3.3 m<sup>2</sup>以上/人</li> <li>● ほふく室 国基準と同様</li> <li>● 保育室又は遊戯室 国基準と同様</li> </ul> ※ 既存の幼稚園からの移行特例あり

【説明】

児童がほふくを開始するのかの判断を適切に行うことは困難であることから、入所児童の安全を確保するため、ほふくするか否かにかかわらず、小規模保育事業の基準と同様に、乳児室の面積基準は1人当たり3.3 m<sup>2</sup>以上とする上乘せを行っています。

### (2) 家庭的保育事業の設備及び運営の基準

国が定める基準から上乘せを行った基準は次のとおりです。

家庭的保育者の資格について

国基準	本市基準
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 家庭的保育者は、必要な研修を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識を有すると市町村長が認める者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 家庭的保育者は、必要な研修を修了した保育士</li> </ul>

【説明】

家庭的保育者は、より高い保育の質を確保するため、必要な研修を修了した保育士のみとする上乘せを行いました。

### (3) 小規模保育事業の設備及び運営の基準

国が定める基準から上乘せを行った基準は次のとおりです。

配置職員の資格について

	国基準	本市基準
A 型	<ul style="list-style-type: none"> <li>● すべて保育士</li> <li>※保健師又は看護師資格を有する者を1人に限り、保育士とみなすことができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 国基準と同様</li> </ul>
B 型	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保育士2分の1以上</li> <li>※保健師又は看護師資格を有する者を1人に限り、保育士とみなすことができる。</li> <li>※保育士以外には必要な研修を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 国基準と同様</li> </ul>
C 型	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 家庭的保育者（必要な研修を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識等を有すると市町村長が認める者）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 家庭的保育者は、必要な研修を修了した保育士</li> </ul>

【説明】

小規模保育事業C型（グループ型小規模保育事業）においても、家庭的保育事業と同様に、より高い保育の質を確保するため、家庭的保育者は、必要な研修を修了した保育士のみとする上乘せを行いました。

#### (4) 事業所内保育事業の設備及び運営の基準

国が定める基準から上乗せを行った基準は次のとおりです。

保育所型事業所内保育事業（定員20人以上の事業所内保育事業）の保育室等の面積について

定員	国基準	本市基準
20人以上	保育所と同様 ● 乳児室 1.65㎡以上/人 ● ほふく室 3.3㎡以上/人 ● 保育室 1.98㎡以上/人	本市の保育所基準 ● 乳児室 3.3㎡以上/人 ● ほふく室 国基準と同様 ● 保育室 国基準と同様
19人以下	● 乳児室及びほふく室 3.3㎡以上/人 ● 保育室 1.98㎡以上/人	国基準と同様

##### 【説明】

定員20人以上の場合の乳児室の面積基準は、ほふくするか否かにかかわらず、幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準と同様、1人当たり3.3㎡以上とする上乗せを行いました。

それ以外のほふく室及び保育室の面積、また、定員19人以下の場合の乳児室、ほふく室及び保育室については、国基準どおりとしました。

#### (5) 放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準

国が定める基準から上乗せを行った基準は次のとおりです。

配置職員について

国基準	本市基準
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員をもってこれに代えることができる。</li> <li>● 放課後児童支援員としての要件は、保育士等の有資格者などであって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。 ※補助員の資格要件の規定なし。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 補助員の資格要件は、保育士等の有資格者などであることを規定。</li> <li>● 他は国基準と同様</li> </ul>

##### 【説明】

放課後児童健全育成事業のより高い保育の質を確保するため、補助員はすべて保育士などの有資格者等とする上乗せを行いました。

#### (6) 児童福祉施設の設備及び運営の基準

国が定める基準から上乗せを行った基準は次のとおりです。

保育室等の面積について

現行の本市の基準	改正後の本市基準
各居室の面積は ● 乳児室 1.65㎡/人 ● ほふく室 3.3㎡以上/人 ● 保育室又は遊戯室 1.98㎡/人	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 乳児室 3.3㎡以上/人</li> <li>● ほふく室 国基準と同様</li> <li>● 保育室又は遊戯室 国基準と同様</li> </ul>

##### 【説明】

児童がほふくを開始するのかの判断を適切に行うことは困難であることから、入所児童の安全を確保するため、ほふくするか否かにかかわらず、小規模保育事業の基準と同様に、乳児室の面積基準は1人当たり3.3㎡以上とする上乗せを行いました。



## 6. 経過措置について（本市独自に設けたもの）

既に運営を行っている認可保育所、放課後児童健全育成事業の事業者などが、子ども・子育て支援新制度の施行に当たって、円滑に移行できるよう、また、現在、利用している子どもが教育・保育サービスの利用に不都合が生じないように、次のとおり経過措置を設けることとしました。

### (1) 幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営の基準

#### 【経過措置の内容】

- ・乳児室の面積基準について、みなし幼保連携型認定こども園の場合及び既存の幼稚園又は認可保育所から移行する場合に限り、施行日から起算してから5年間は、園児1人当たり3.3㎡以上から1.65㎡以上とする経過措置を設けました。

### (2) 家庭的保育事業等の設備及び運営の基準（事業所内保育事業の設備及び運営の基準）

#### 【経過措置の内容】

- ・定員20人以上の事業所内保育事業の乳児室の面積基準について、既存の事業所内保育施設から移行する場合に限り、施行日から起算して5年間は子ども1人当たりの面積基準を3.3㎡以上から1.65㎡以上とする経過措置を設けました。

### (3) 放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準

#### 【経過措置の内容】

- ・条例の施行日の前日において放課後児童健全育成事業を行う者が施行後も事業を行う場合に限り、施行日から起算して5年間は、専用区画の面積基準について児童1人当たりおおむね1.65㎡以上の規定を適用しないことができる経過措置を設けました。
- ・条例の施行日の前日において放課後児童健全育成事業を行う者が施行後も事業を行う場合に限り、施行日から起算して5年間は、支援単位当たりの児童数をおおむね40人以下とする規定を適用しないことができる経過措置を設けました。

### (4) 児童福祉施設の設備及び運営の基準

#### 【経過措置の内容】

- ・乳児室の面積基準について、既存の認可保育所に限り、施行日から起算してから5年間は、子ども1人当たり3.3㎡以上から1.65㎡以上とする経過措置を設けました。

## 7. 国による各種基準に関する府省令について

国による各種基準に関する府省令については、以下の内閣府ホームページ「子ども・子育て支援新制度」法令・通知等をご参考ください。

- ・幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）
- ・家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）
- ・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）
- ・特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）
- ・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成26年厚生労働省令第62号）

【内閣府ホームページ内】 <http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/law/index.html>

## 8. 旭川市子ども・子育て審議会における審議について

本市による各種基準等の条例の策定に関し、平成26年2月から5月までの間、7回にわたり旭川市子ども・子育て審議会において審議を頂き、平成26年5月14日（水）に答申をいただいています。

旭川市子ども・子育て審議会の審議結果等については、旭川市子ども・子育て審議会のホームページをご覧ください。

【旭川市子ども・子育て審議会ホームページ】

<http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/files/kosodateshien/fuzokukikann/kodomokosodateshinngikai.html>

## 9. 旭川市における事業者向けホームページについて

平成26年5月26日より、本市では子ども・子育て支援新制度に関する事業者向けHPを開設いたしました。

公定価格試算ソフトや事業者に対する各種調査様式など子ども・子育て支援新制度に関連する情報を掲載しています。今後も、随時内容を更新していきますので、ご参考にしてください。

ホームページは、旭川市子育て支援部子育て支援課HPからご覧いただけます。

【子ども・子育て支援新制度について（事業者向けホームページ）】

<http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/files/kosodateshien/shinseidozigyousya/newpage3.html>